

## [事案 27-206] 通院給付金支払請求

・平成 28 年 4 月 22 日 和解成立

### <事案の概要>

通院給付金請求時、保険会社の誤説明があったことを理由として、通院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

腰椎すべり症で入院した後、整骨院に 38 日間通院したので、通院給付金の支払いを請求したが、約款に定める「医院または病院」への通院に該当しないとして、支払われなかった。しかしながら、本件通院は、自分から保険会社への問合せに対し、支払対象になるとの回答を受けて整骨院に通ったものであることから、通院給付金を支払ってほしい。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款上、通院給付金は、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるために柔道整復師法に定める施術所に収容された場合に支払われることになっているが、本件通院は「腰椎すべり症」を原因とする通院であり、支払事由に該当しない。
- (2) 担当者は健康保険が適用される通院であれば通院給付金の支払対象になると回答しているが、申立人が病院または診療所に通院する必要があったかどうかは不明である。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、通院給付金についての照会時の状況と通院の経緯を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、通院給付金の支払いは認められず、また申立人に具体的な損害の発生が認められないので通院給付金相当額の支払いを認めることはできないが、職員の説明が誤っていたことを認めて保険会社から解決を提案していたことを踏まえ、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。